OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	利潤分配制と社会主義 : 日本における大正期から昭和戦後期に至るまでの受容と変容の歴史
Author(s)	鈴木, 啓史
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/261
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【4】

氏名	鈴木啓史（すずきひろし）
博士の専攻分野の名称	博士（人間科学）
学位記番号	第　24160　号
学位授与年月日	平成22年9月22日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	利潤分配制と社会主義－日本における大正期から昭和戦後期に至るまでの受容と変容の歴史－
論文審査委員	（主査） 教授　山中　浩司 （副査） 教授　友枝　敏雄　　同志社大学教授　峯　陽一

論文内容の要旨

本稿は、社会主義（相互主義）の理論を「労働者参加方式の利潤分配制」（原文はpartnershipで、単なる「利潤分配制」（profit-sharing）としばしば混同されて論じられている）としてとらえて、旧ソ連のような「国営・国有」主義ではないことを明らかにする。

19世紀後半の西欧社会主義は、それまで初期のエンゲルスなど一部の論者に見られた国有、国営の社会主義からは脱却していた。それはマルクスも例外ではなかった。そして「協同組合」方式の労働者参加＝パートナーシップ制に社会主義への設計図を模索していた。本稿は、社会主義（相互主義）の理論を「所有の社会的性格変化」、すなわち具体的には「利潤分配制」、パートナーシップ（社会的性格変化により占有重視政策へ変化した具体的な制度）としてとらえて、旧ソ連のような「国営・国有」主義ではないことを明らかにする。

例えば、1904（明治37）年に日本のアナキストの草分けである石川三四郎は『社會主義入門』（國民文庫、平民社）の中でアメリカの社会主義者のハーモン、チタスの*ABC of Socialism*.の小論文を「社會主義のイロハ」と題して翻訳している。石川は*Century Dicitionary*を用いて英語の原文と日本語の訳文を併記して、この社會主義論を補足する。*Century Dicitionary*の石川の邦訳である『センチュリー辞典』は次の通りである。

「社會主義は全然（或いは大部分に於いて）、近世社會の存立の基礎たる個人的の事業を廢止し、之に代ふるに協同的活動を以てし、其勞働の結果を一層完全に社會全員の共有と為さんとする社会組織の一理論（或いは一學説）なり」（石川,1904:38）

この辞典の「社會全員の共有」という言葉で「国有・国営化」を連想してしまうだろう。しかし、共有、すなわち共同所有とは民間所有のことを示し国営とは対処概念の考え方である。そして、石川が訳す協同的活動は原文ではco-operative action（ローマ法概念の協同組合活動）である。つまり「利潤分配」の概念につながるものである。また、「社會全員の共有」の「共有」はjoint possessionで「共通の占有」である。

確かに石川はアナーキストであるが、思想的な立場としては中立的な辞書で説明しているのが重要な点である。

以上のように、日本では当時、国有化主義もいたにはいたが世界の趨勢では社会主義は「国有・国営」ではなく「生産手段の共同所有」（総有（共同体所有）、合有（協同組合的所有）、民法上の共有Miteigentum）」または、共同所有の取得様式である「生産手段の共通占有」＝企業は社会的公器で一握りのものの所有物ではない、という考え方であったのである。

19世紀後半の西欧社会主義者たちは、フランスのルクレールのロッジディール協会のco-operative action（ローマ法概念の協同組合活動）である「利潤分配」の実践から社会主義のヒントを得ていた。しかしながら、協同組合が大規模になると、それまで組合労働という、一人一票制の経営参加の資格を持ち賃労働をしていない労働者の保護のために、経営参加権を持たない賃金労働者を雇わなければならなくなる。経営参加労働者で構成されていた一群に、新たに経営参加権を持たない労働者を雇い入れることになった。結果として一人一票制の平等原則が崩れることになった。そこに度重なる恐慌に遭遇し協同組合が支配的な企業形態ではないとの結論に達した。事実、協同組合は減少し、大規模なものは「株式会社」へと変換していった。そこで、社会主義者たちは資本主義の権化の企業形態であり、未だに有限責任制が不完全な「株式会社」（joint-stock Company）に注目していくことになる。株式会社の完全なる「有限責任化」と資本家＝所有者から経営（占有）体としての独立と分立により労働者としての経営者を含めた「労働者会社」に転換させるための理論を試みていた。そして、「出資（資本）と経営の分離論」の実現により、「株式会社」には資本（所有）としての資金面での出資参加と経営（占有）としての労働面での労働参加があることを明確にした。資本主義的なアソシエーション（association）の形成である。しかし、この中に補助労働（占有補助）をしている一般労働者は仕事の「手伝い人」として、このアソシエーションに労働参加できていなかった。この一般労働者に労働参加権を持たせるために「利潤分配」を実施することが社会主義の第1段階である。これは、企業業績に連動して資本家や企業者、経営者が労働者に恩恵的に与える「賞與」（ボーナス）とは全く違う労働のアソシエーションである。つまり換言すれば「株式会社」に「協同組合」の性格、性質概念である「利潤分配制」を取り入れるということである。

「利潤分配制」は、一企業だけにとどまらず、他の企業にも連動波及させ、平均利潤率が成立し労働者のパートナーシップ化が促進され、全生産手段を共通占有（gemeisamer Besitz）することで社会主義の第二段階は達成されると説いていたのである。

1917年のロシア革命以後のソ連＝国営・国有社会主義の出現により社会主義の概念は全く変容してしまう。これは社会主義とは名ばかりのロシア的共同体＝ミール共同体化を行い、それを世界に輸出しようとする思想にすぎなかったのである。

一方、日本ではソ連＝国営・国有社会主義を横目にパートナーシップに裏打ちされた『利潤分配制』が明治期の思想家や実業家を通じ、大正期で花開き、活発な議論がなされていた。中には、中堅、中小企業規模の企業が資本家の恩恵的な「利潤分配実施企業」が存在したが、うまくいかず「賞與（ボーナス）」に変容している。

昭和に入り、不況が続く近衛内閣の「日本改造計画」に「出資と経営の分離」と「利潤分配制度」についての採用案があったが財界の強烈な反対で頓挫した。「利潤分配制」は上級労働者だけではなく「職工」にも「賞與」分配を行うことで、事実上、これは抹殺された。これが１９４０年体制となる。

戦後すぐに、「出資と経営の分離」と「利潤分配」が国会論議で話題となる。民間では1946（昭和21）年に経済同友会の「企業民主化試案」が提出され、「出資と経営の分離」と「利潤分配」、「労働者参加」が論議されるが、財界と労働側の反対にあい頓挫した。その後、いわゆる系列企業による「株の持ち合い」が行われるようになる。

1951（昭和26）年に森戸辰男が語っているように「日本国憲法」には「労働全収益権」のない不備な非社会主義的憲法であった。それを補うものとして、戦前の革新官僚の巣窟「企画院」の元官僚が中心になって、ある法案

を提出した。それが経済安定本部「利潤分配法案要綱」であった。それは国会に上程されたが、こちらも財界やマルクス系労働組合の強い反対にあい頓挫した。しかし、いわゆる大企業中心だが「日本的経営」（終身雇用、年功序列、企業別組合）が、それに代わって行われるようになった。そして、会社の規模に関係なく「賞與」、ボーナスが労働者へ恩恵的に与えられるのではなく「商習慣」、「労働慣行」として期末にはほぼ支給されるようになっていった。

だが、この「商習慣」、「労働慣行」は今日、崩れようとしている。また、国民皆保険なども危うくなってきている。この状況は初期資本主義に逆戻りであるといえる。これをどのように克服したらよいのか。そのためには、今改めて19世紀後半の社会主義者が主張した「利潤分配制」や「パートナーシップ」の問題を論じなおしてみる必要性があることを論じた。

本稿の構成

第1章では、ソ連の社会主義＝国有説の誤り、共同所有の三形態の概念、ゲルマン法とローマ法による「所有」と「占有」概念の違いを示し、ローマ法上で説明される占有補助（補助機関）という概念が労働者解放にどのようにつながるかを明らかにした。また、マルクス説には国営説はないこと、生前非公表の『ゴータ綱領批判』の位置づけを明確にし、社会主義国有化論の誤りを正した。Gesellschaft、Socialの訳語を「社会」とし「会社」とは対処概念としたこと。Nationalizationを「国有化、公有化」ではなく「国民化」という意味であることなどである。

さらに、マルクス『資本論』第1巻上梓と同時期に成立したフランス「労働者参加株式会社に関する法律」の位置づけを示し、これに触発されたウィリアム・トムソンとフランシス・ブレイの「株式会社」から「利潤分配」の理論を示し「労働者会社」への転換論、株式修正主義の思想を明らかにした。

第2章は「利潤分配制度に関する古典文献の分析」である。トムソンやブレイの同時代人であるJ.Sミル、プルードン、マルクスを取り上げた。まず、彼等のいう、「株式会社」が将来社会を準備する通過点とはどういう意味なのかを検討した後、それぞれの思想家の検討に入る。J・Sミルについては、1872年の『経済学原理』第7版（生前最終版）における「株式会社論」を中心に検討した。「株式会社」から「労働者会社」への道のりとしての「利潤分配制」、「自由時間論」を明らかにした。さらにJ.Sミル遺稿集におけるパートナーシップ論についても明らかにした。プルードンについては主に『所有とは何か』(1840)、『第19世紀における革命の一般理念』(1851)、『株式取引所における投機家要覧』(1854) などを中心とした自由論としての「株式会社論」、「利潤分配論」を紹介し、プルードンの「株式会社論」から「労働会社論」への転換論を明らかにした。さらに遺稿である『所有の理論』(1866) と『連邦・連盟(fédératf)の原理』(1863) 等から、「労働者会社」論から連邦・連盟(fédération)の原理へという理論であるプルードンの社会主義＝相互主義＝連邦・連盟(fédération)・主義を明らかにした。マルクスについては生前非公開だが重要な文献となる株式会社論、利潤分配論、自由時間論を『資本論』第2巻、第3巻と『経済学批判要綱』から読み解いた。マルクスのいう、アソシエーション(association)としての「株式会社」とは何か、彼の「株式会社論」による資本主義崩壊論としての「利潤分配論」と、しかしなおもコミュニズム思想を捨てきれないマルクスゆえの、その限界をマルクスの労働分配論および時間存在論にも関連させて明らかにした。まとめとして、日本の第一次大戦後の思想受容としてキーマンとなるアントン・メンガー『全労働収益権』による「全労働収益権」思想を紹介し、本稿の先行研究でもあることを明らかにした。以上を確認した上で、日本への社会主義の受容と変容の歴史を第2部で明らかにする。

第3章は『明治政府』の資本主義導入政策と、それに付随する社会主義と題し、会社＝社会の概念、会社組織、アソシエーションの反体制という性格を捨象して殖産興業のため会社の形態だけを導入しようとする明治政府の明治政府の資本主義導入政策を明らかにした。また、当初、明治政府の思想はイギリス寄りであったが、なぜドイツ寄りになったのかを明らかにした。しかし、そのような環境の中で、政府方針に反発する人物を明らかにするため「岩倉使節団」と「岩倉使節団」の高官と留学生の群像を明らかにした。次に、明治期の社会主義思想を明らかにした。特に在野の思想家・実業界の社会主義感、明治初期の社会主義、アナーキズム思想の輸入動向を明らかにした。さらに、明治後半期の実業界の社会主義観をより詳しく浮き彫りにするために深井英五、田島錦治、豊原又男、島田三郎の著作を読み進め、その実相に迫った。

第4章は大正デモクラシー期の大学人脈から「利潤分配制」パートナーシップの日本への受容状況を概観した。

それまで、「労使協調路線」に大反対であった北一輝が「利潤分配制」の肯定に転換していったのはなぜなのか。それを「社会政策学会」の活動と北一輝と河上肇、福田徳三らとの交友関係を明らかにしながらひもといた。そのことにより大正デモクラシーの時期は大学の枠を超えた「社会政策学会」の人脈を中心に「利潤分配」の問題が大きな議論になっていたことを突き止めた。そこで、京都帝国大学、東京商科大学、慶應義塾大学、早稲田大学、東京帝国大学の研究動向からそれを探ることとした。

京都帝国大学人脈では、「利潤分配制」論の拠点となっていた「経済学部」の教官を中心に、岡村　司、田島錦治、戸田海市という社会民主主義的な立場としての「利潤分配制度」の提唱者を浮き彫りにした。マルクス主義者の立場としての「利潤分配制度」反対者である河上肇と櫛田民蔵を紹介した。さらに、コ・パートナーシップ(co-partnership)論の強調者としての河田嗣郎や山本美越乃、さらに京大「利潤分配制」論の統合者である大塚一朗や「日本改造計画」に「利潤分配制」を取り入れようとする柴田敬の理論を明らかにした。

東京商科大学人脈では、「労働全収権思想」にもとづく利得分配制(Gain-Sharing)の提唱者である福田徳三、福田の弟子で社会主義の理論としての「資本と経営の分離論」を企業デモクラシーに始めて日本に応用した上田貞次郎、戦後に提出された「利潤分配法案」の参照文献となった増地庸治郎の理論を明らかにした。

慶應義塾大学人脈ではJ．Sミル『経済学原理』の第5版を導きの糸とした「利潤分配制」論を展開する瀧本誠一、労働協約を強調した「利潤分配制」論の気賀勘重、国家資本主義者、公有主義者としての「利潤分配制」批判である堀江歸一、株式会社論に基づく「自律的企業」、「自律的経済」の構想者である向井鹿松の理論を明らかにした。

早稲田大学人脈では、産業デモクラシーとしての「純益分配制＝利潤分配制」を提唱したキリスト教系社会主義者の安部磯雄、非マルクス主義社会主義者としての「利潤分配制」論を展開した林癸未夫、法学から見た「勞働株」の正当性と「利潤分配制」の必然性を説く大野實雄の理論を明らかにした。

東京帝国大学人脈では「利潤分配制度」反対者の高野岩三郎、当初の単なる「協働組合主義」から１９世紀後半の社会主義者の結論へ導いた本位田祥男、全労働収益権を主張してやまない森戸辰男を取り上げた。

さらに、賀川豊彦や協調會の研究動向を明らかにした。

第5章は「大正デモクラシーと「利潤分配制」に関する世相、公文書、法案、そして実施企業」と題して、「疑似利潤分配」企業を実証分析していた「協調会」を浮き彫りにした。

「利潤分配」に関係する新聞記事、関連公文書、法案等の世相を背景に「協調会」は大正から第二次大戦前までの利潤分配制度実施企業を調査しており、その成功例と失敗例を研究した。そして、利潤分配制が単なるボーナス制へと変容していったことを「協調会」は明らかにしていた。以上をもとに、「利潤分配制」、パートナーシップに対する太平洋戦争前の議論と戦後の議論とのつながり、関係性を明らかにする第3部へつなげる。

第6章は「利潤分配制度」から見た戦前の「日本改造計画」と戦後の日本の民間と官僚による試案と題した。いわゆる日本型経済システムの始まり、革新官僚と「資本と経営の分離論」とその挫折を先行研究を踏まえながら明らかにした。戦後の「出資と経営の分離論」と「利潤分配制」の国会論議は戦前までの議論と連続性があることを明らかにした。そして、戦後すぐの民間団体である経済同友会の「企業民主化試案」を取り上げ、中心人物である大塚万丈の挑戦を明らかにした。森戸辰男が主張した「日本国憲法」の不備を補う社会主義論として経済安定本部が上程した「利潤分配制法案要綱」の実態を見ていき、廃案の運命にあった状況を明らかにした。そして、妥協としてのボーナス制度への一層の慣習化と促進がはじめられ高度成長によって忘れ去られたしまった「利潤分配制」論を明らかにした。

第7章は、「ESOP(employee stock-ownership plan)論は現代の利潤分配制論なのか」、というテーマで論じた。そのためには、いまや崩壊しつつある「日本的経営」の形成期に、決定的な影響をもたらした高度成長期からの日本とはどのような経済構造であったのかを西山忠範の説を援用しながら論じた。この経済システムの崩壊により「全労働収益権」の達成はおろか、現在でも保証されている「生存権」、「労働権」の崩壊の危機を招いている。この危機を救うためのESOPとはどのようなものであるかを論じた。

「あとがきに代えて」では19世紀後半の思想家たちが考えた共通占有(gemeisamer　Besitz)、相互主義社会の構築を行うためにはどのようすべきなのか、という問いにもう一度立ち返り、本稿が示した視点に立って19世紀後半の社会主義理論を再検討していく必要性がある、ということを結論づけた。

資料収集活動と実施場所

「文献一覧」に示した文献は欧文邦文、資料あわせて約２５０点に及んだが、直接引用したものや直接に先行研究としてあげたものにすぎない。その他、関連のあった膨大な資料は割愛した。

なお、収集活動の場所は次の通りである。主なものだけをあげる。

大阪大学中央図書館（本庄文庫、黒正文庫など図書収集を中心に欧文、邦文文献の収集を行った）。**京都大学経済学部図書室**（ビッヒャー文庫、柴田文庫）、 同上「河上文庫」（河上肇手沢本、ノートの収集）。 **独立行政法人 労働政策研究・研修機構/労働図書館特殊文庫「隅谷三喜男寄贈図書」**（明治期から大正期の貴重図書の収集、貴重図書、または経年劣化などを理由に公立図書館で複写を拒否された資料はここで収集した。本文に使用した書籍画像はここによる）。**国立国会図書館国立公文書館**（主にマイクロフィルムになっている明治、大正期の雑誌をウェブ検索申し込みにより収集した）。**国立公文書館**（東京本館、つくば分館を訪問し、ウェブ検索申し込みにより収集した）。 **大阪産業資料館（エル・ライブラリー）**（「大阪朝日新聞」、高野文庫や書籍などを中心にパンフレット、チラシ、ガリ刷り資料など希少な資料を収集した）。 **賀川豊彦記念「松沢資料館」**（賀川豊彦の原稿や賀川の蔵書を中心に賀川の婦人である「ハルの日記」なども含め収集した）。 **広島大学「森戸辰男記念館」**（森戸の原稿や未発表ノート、福田徳三、河上肇などとの往復書簡などを中心に訪問して収集した）。 **神戸大学図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」**（明治・大正期の新聞を検索し収集した）。**国会会議録検索システム**（関連した国会議事録を収集した）、**法政大学大原社会問題研究所**（向坂文庫、「協調会」関係資料、「協調会」所蔵の蔵書などを検索し資料収集のために訪問した）。**大阪市立大学文書館**（河田嗣郎関係文書の収集のため訪問して資料を収集した）。**大阪市立大学福田文庫貴重書画像データベース**（福田の原稿や手沢本の検索を中心に行った）。そのほか**北海道大学中央図書館、東京大学中央図書館、札幌大学図書館**も利用した。 以 上

論文審査の結果の要旨

申請者、鈴木啓史の課程博士学位申請論文『利潤分配制と社会主義—日本における大正期から昭和戦後期に至るまでの受容と変容の歴史』は、19世紀西欧において発展した利潤分配制の思想と西欧社会主義との関連および、その日本における受容と変容について、多くの一次資料を駆使して重要な知見をもたらした労作である。

本研究は本文だけで400ページを超える大部の研究であり、その構成も思想・理論を扱う第一部、日本における受容の歴史を扱う第二部、戦後の日本におけるその意義を問う第三部と、利潤分配制という非常に限定された事項に焦点を当てながら、広範囲の問題を包摂している。社会主義体制の崩壊とその後の市場主義的資本主義の行き詰まり、相対的な貧困の拡大、市場や企業により多くの社会的責任を求め、公的私的セクターの境界が曖昧になる現代の先進工業国社会においては、企業経営の透明化と社会的統治は、最も重要な問題であり、利潤分配制もそうした文脈においてあらたに注目を集める制度思想となっている。

第一部において、申請者は、従来の社会主義思想理解が、社会主義を生産設備の国有化ないし国家所有とみなす誤解にもとづいて流布し、これが企業におけるパートナーシップの実現という社会主義本来の目的からソ連型国有社会主義へと逸脱していく事態を招いたとし、社会主義思想の本来の可能性について、19世紀の英独仏の社会主義思想家の原典から検証を行っている。イギリスのトムソン、ブレイ、ミル、フランスのプルードン、ドイツのマルクスを主たる分析対象として、彼らの株式会社および利潤分配制についての議論の詳細を検討した結果、19世紀における社会主義思想家の多くは、株式会社を従業員と資本家による共同所有の一形態として、ここに真のパートナーシップを設定することが社会主義の理想とみなしていたことを明らかにしている。

第二部においては、西欧で発展した社会主義と利潤分配制の思想が大正期以降の日本においてどのように受容され、また変容されていったかを膨大な一次資料を用いながら追跡している。申請者は、明治政府が導入しようとした資本主義に不可欠な「会社」組織の制度と、この組織に付随する「共同所有的性格」の間にある緊張関係に注目し、明治政府が「会社」からその「共同所有的性格」を排除しながら周到にその制度を導入した点、また政府のそうした政策に対して批判的な視点をもったアカデミシャンらが、株式会社や利潤分配制についてどのように考えていたかを、戦前期に経済学・社会政策学において重要な役割を果たした五つの大学、23名の学者らの著作物、また利潤分配制を実施した企業の資料などを用いながら詳細に跡づけている。鈴木論文の重要な発見の一つは、大正期から昭和戦前期に至るまで、右翼から左翼にいたるまで広範囲のアカデミシャン集団において利潤分配制思想が一定程度共有されていたこと、また大学を媒介としてそうした思想が実業界にも一定程度広がっていたことを明らかにした点である。この問題は、第三部において、戦後の日本型経営の特徴の一つとされる賞与制度の形成に深く影響し、きわめていびつな形ながら、遠く19世紀の社会主義思想と利潤分配制の観念が、20世紀の極東の経済社会の中に存続していることを示した。この点で、本研究は社会思想史および歴史社会学の分野において重要な意義をもつものと考える。

申請者は、現在大阪府の高校教諭を務めながら研究を行っており、すでに論考を査読付き学術雑誌や国内の学会において発表している。また、欧文文献についても英独仏の原典にあたり、語学力も十分と認められる。以上から、本論文は博士［人間科学］の学位授与にふさわしい業績と判定する。